

北海道文教大学鶴岡記念図書館利用規程

(平成18年2月15日 程 第4号)

(趣 旨)

第1条 この規程は、北海道文教大学鶴岡記念図書館（以下「図書館」という。）規程第7条の規定に基づき、図書館の利用について定めるものとする。

(利用の資格)

第2条 図書館を利用できる者は、次に掲げるものとする。

- (1) 北海道文教大学（以下「本学」という。）の教職員（事務局、高校、幼稚園を含む。）
- (2) 本学の学生（聴講生、科目等履修生等を含む。）
- (3) 本学の教職員であった者（事務局、高校、幼稚園を含む。）
- (4) 本学の卒業生
- (5) 図書館長が許可した者

(利用証)

第3条 図書館を利用する者（以下「利用者」という。）は、あらかじめ、図書館利用証（以下「利用証」という。）の交付を受け、利用の際に携帯しなければならない。ただし、利用者が本学の教職員は身分証明書、学生であるときは学生証をもって利用証に代えるものとする。

(開館時間)

第4条 図書館の開館時間は、次の表に掲げるとおりとする。

曜日	開館時間
月～金	午前9時から午後5時まで
土	午前9時から午後1時まで

- 2 前項の規定にかかわらず、館長が特に必要と認めるときは、臨時に開館時間を変更することができる。

(休館日)

第5条 図書館の休館日は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 日曜日
- (2) 国民の祝日
- (3) 学園創立記念日（6月8日）
- (4) 就業規則に定める夏季休暇期間（8月13日～8月16日）及び年末・年始（12月28日～1月4日）
- (5) 学則に定める春季、夏季及び冬季休業日における土曜日

- 2 前項に規定するもののほか、館長が特に必要と認めるときは、臨時に休館することができる。

(閲覧室資料の閲覧)

第6条 利用者は、閲覧室の図書、雑誌及びその他の資料（以下「資料」という。）を所定の場所において閲覧することができる。

(資料の貸出し)

第7条 利用者は、所定の手続を経て資料の貸出しを受けることができる。

- 2 貸出冊数及び期間は、別表のとおりとする。
- 3 貸出しを受けた資料は、他の者に転貸してはならない。

(研究室への貸出し)

第8条 前条の規定によるもののほか、研究室等においては、特定の資料の貸出しを受けることができる。

- 2 前項の規定により貸出しを受けることができる資料の範囲、貸出し手続き等については、館長が別に定める。

(貸出し資料の返却)

第9条 資料の貸出しを受けている者が、利用資格を失ったときは、当該貸出資料を速やかに返却しなければなら

らない。

2 館長が必要と認めるときは、貸出期間中であっても、貸出資料の返却を求めることができる。

(貸出しの制限)

第10条 利用者は、次に掲げる資料の貸出しを受けることができない。

- (1) 参考図書
- (2) 新着雑誌
- (3) 貴重図書
- (4) 視聴覚資料
- (5) その他館長が指定したもの

(参考調査)

第11条 利用者は、学術情報に関する調査を依頼することができる。

(相互利用)

第12条 利用者は、他大学の図書館等及び資料の利用を依頼することができる。

2 図書館においては、他大学の図書館等から図書館及び資料の利用について依頼があったときは、館長が支障がないと認める範囲でこれに応ずるものとする。

(文献複写)

第13条 利用者は、教育、研究又は調査を目的とした資料の複写（以下「文献複写」という。）を依頼することができる。

2 文献複写の取り扱い及び料金については、図書館文献複写規程及び図書館文献複写料金規程の定めるところによる。

(汚損等の届出義務)

第14条 利用者が、資料を汚損もしくは紛失したとき、又は機器その他の設備を損傷したときは、速やかに館長に届け出なければならない。

2 資料又は機器その他の設備を紛失又は損傷した者には、弁償を求めることがある。

(利用の制限)

第15条 館長は、利用者がこの規程に違反したときは、図書館の利用を制限することがある。

(雑 則)

第16条 この規程に定めるもののほか、図書館の利用に関し必要な事項は、北海道文教大学学術情報委員会の議を経て、館長が別に定める。

(改 廃)

第17条 この規程の改廃は、教授会の議によるものとする。

附 則

この規程は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年11月25日から施行する

附 則

この規程は、平成18年2月15日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

別表（第7条関係）

利 用 者	貸 出 冊 数 ・ 貸 出 期 間	
	図書（製本を含む。）	未製本雑誌
教育職員及び名誉教授	50冊 90日以内	10冊 10日以内
大学院生	30冊 30日以内	10冊 10日以内
学部学生 聴講生及び科目等履修生 一般職員	10冊 15日以内	5冊 10日以内
本学の職員であった者 本学の卒業者	5冊 15日以内	2冊 10日以内

備 考

- 1 この表に掲げる者以外の利用者に係る貸出冊数及び貸出期間は、館長が別に定める。
- 2 この表によりがたいものの貸出しについては、館長が別に定める。